

院外処方せんのご一般名処方開始について

処方せんには、通常、医師から処方された医薬品名が商品名で記載されていますが、当院で発行する処方箋で一部の医薬品を一般名（お薬の有効成分名）で記載することとなりました。（一般名処方）

一般名で記載された処方せんは、保険薬局の薬剤師と相談して、患者さんご自身が先発医薬品や後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選んでいただくことができるようになります。

この一般名処方の開始により、患者さんの窓口負担金が今までより10円～20円程上がる場合があります。

後発医薬品の使用促進のために、国の施策として推進されていますので、どうかご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一般名処方の場合、記載は次のようになります。

【従来の記載】

〇〇〇〇〇錠60mg 「メーカー名」 3錠 7日分
分3／朝・昼・夕食後



【新たな一般名での記載】

【般】△△△△△錠60mg 3錠 7日分
分3／朝・昼・夕食後

2023年2月17日

高松メディカルクリニック